

“枚方市公民連携プラットフォーム” 募集シート

【 募 集 内 容 】

No. / タイトル	No.48	パートナーシップ宣誓を行ったカップルが利用できるサービスについて
	<p>本市では、平成31年4月から、双方又は一方が性的マイノリティであるカップルを対象として、枚方市パートナーシップ宣誓制度を実施していますが、パートナーシップ宣誓制度は本市要綱に基づき実施する制度であることから、婚姻のように法律上の親族として認められるものではありません。</p> <p>誰もが暮らしやすいまちを進める中で、性的マイノリティの方も暮らしやすいまちとなるよう、本市でパートナーシップ宣誓を行ったカップルに市が交付するが受領証カードを提示することにより、夫婦と同様に利用できるサービスの拡大を目指しています。</p> <p>事業者が提供する家族割や夫婦が利用できるサービスについて、パートナーシップ宣誓者を対象に含めていただけるサービスを募集します。</p>	
参考資料	枚方市で利用できる制度のご案内	
提案受付期間	掲載日～令和9年3月31日まで	
事業実施予定時期	提案内容に応じて相談	
枚方市から事業者に提供できるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やホームページでサービスを提供してくださる事業者を広くPRします。 ・ 協力いただける事業者へ、本市の「アライ」ステッカーをお渡しします。 (事業者の性的マイノリティや人権意識に対する姿勢をあらわすことができる) 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話や生命保険の一部企業においては、パートナーシップ宣誓者に対し、家族割を認めている。 ・ 本市のパートナーシップ宣誓の実績 令和7年度末まで：44組 	
募集内容についてのお問い合わせ先 (事業担当課)	枚方市市長公室人権政策課 TEL：072-841-1424 FAX：072-814-1700 E-mail： jinken@city.hirakata.osaka.jp	
提案のお申込み先 (プラットフォーム事務局)	枚方市 総合政策部 政策推進課 TEL：072-841-1149 FAX：072-841-3039 E-mail： teian-hirakata@city.hirakata.osaka.jp	

